○ 室蘭市空家等対策協議会条例　新旧対照表

（平成２８年条例第３２号）

改　　正　　後	改　　正　　前
（設置） 第１条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、室蘭市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第２条　協議会は、法第７条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。 ２　協議会は、前項に定めるもののほか、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。 （１）　法第２２条第９項に規定する代執行に関する事項 （２）　その他空家等の対策に関する事項	（設置） 第１条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、室蘭市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第２条　協議会は、法第６条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。 ２　協議会は、前項に定めるもののほか、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。 （１）法第１４条第９項に規定する代執行に関する事項 （２）　その他空家等の対策に関する事項